

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	青森県教育委員会
指定したモデル地域名	県下全域

概 要

モデル地域の構成(平成 25 年 5 月 1 日現在)

モデル地域 (学校設置者)の内訳	学校数(学校種別)
県立	中学校 1 校、高等学校 65 校、特別支援学校 19 校
市町村立	幼稚園 8 園、小学校 315 校、中学校 163 校
国立	小学校 1 校、中学校 1 校、特別支援学校 1 校
私立	中学校 4 校、高等学校 17 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色(特別支援教育に関する事項)

本県の特別支援学校においては、学校創立当時から地域の住民や小・中学校等との交流活動が活発に行われており、双方にとって効果的かつ意義深い取組になっている。しかし、平成 24 年度における県立特別支援学校の居住地校交流の実施者数は、小・中学部のある 17 校中 6 校にとどまっており、実施率は高くない。

この理由の一つとして、従来、本県の特別支援学校は、病院や施設に併設する形で設置されてきたため、特別支援学校が居住地から離れた場所にあることが考えられる。また、当該校や市町村教育委員会が、積極的に交流及び共同学習に取り組んでいるとは言いがたい面があることから、保護者、市町村教育委員会、小・中学校等の関係者に対する周知が十分になされていないことが、実施率を抑えていると考えられる。

県教育委員会としては、交流及び共同学習は、共生社会の形成の上でも必要な取組であると考えていることから、既の実施している学校での取組やノウハウを検証し、未実施の地域や学校が取り組みやすいように手続や実施内容を整理し、教育的ニーズに応じた支援の充実につなげることが重要であると考えている。

このことから、本事業を実施する 3 か年を見通し、初年度である平成 25 年度においては、県下全域を推進地域とした調査・検討及び小・中・高等学校における合理的配慮及び特別支援学校における交流及び共同学習の事例収集を行い、2 年目には、居住地校交流を既に実施している青森市をモデル地域とした事例の整理を行い、3 年目以降における各特別支援学校等での効果的な実践に資することとした。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

平成 25 年度の取組においては、モデル地域の現状を把握し、次年度以降の展開を見据えた具体的な分析・検討を行うため、作業部会を組織した。構成員は、小・中学校及び特別支援学校において県就学指導委員会専門員として委嘱している教員、また高等学校（全日制（普通科）、全日制（専門学科）及び定時制・通信制）において校内委員会委員を担っている生徒指導や教育相談の担当教員とした。

県総合学校教育センターを中心に、各校での交流及び共同学習の取組や、特別な教育的ニーズのある児童生徒への合理的配慮の提供に関する事例を取りまとめ、県教育委員会ホームページにおいても効果的な事例を公開するなど、成果の普及を図った。

さらに、関係者の理解啓発の機会として、インクルーシブ教育システム構築に係る理解啓発研修会を開催し、全県から 250 名以上の参加があるなど、特別支援教育に対する関心の高さがうかがわれた。

県教育委員会としては、平成 25 年度に実施している文部科学省委託事業「早期からの教育相談・支援体制構築事業」とも連動し、保護者向け理解啓発リーフレットや市町村就学事務担当者説明会などにおいて、連続した多様な学びの場を活用する方法としての交流及び共同学習の在り方などについて情報提供を行い、理解を深める機会を提供することに努めた。

【モデル地域内における取組】

①実施内容の工夫

- ・児童生徒の実態に応じた教科（音楽や保健体育など技能系の教科）や単元（実技を伴う単元や題材）を設定する。
- ・興味・関心を踏まえ、ゲームやダンスなどの体験的な内容を設定する。
- ・情報保障として ICT 機器（電子黒板、パソコン等）を活用する。
- ・騒音の軽減、掲示物の整理など、教室環境を整備する。
- ・児童生徒の心理的な安定を図るため、教員が付き添ったり、同じ特別支援教育支援員が継続的に関わったりする。
- ・全体指導の中で、必要に応じて個別に対応する。
- ・対象児童生徒が、見通しをもちながら、主体的に参加することを促すため、実施当日の予定を事前に知らせたり、練習を行ったりする。
- ・交流先の学校や学級の児童生徒に対して、事前に障害特性に関する説明を行う。

②計画的な実施のための工夫

- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、関係者間での情報共有を図る。
- ・年度当初に年間計画を作成する。
- ・実施ごとに、事前及び事後の指導・振り返りを行う。

③組織的な実施のための工夫

- ・学校便り等で交流及び共同学習について紹介し、理解啓発を図る。

- ・校内委員会において、事業計画や内容を検討する。
- ・全教職員を対象とした研修会により、専門性向上を図る。
- ・個別の指導計画の作成に当たって、理学療法士やスクールカウンセラー等外部の専門家の意見を参考にする。
- ・校内組織に担当部署及び担当者を位置付ける。

3. 成果及び課題

(1) 成果

障害種別にかかわらず、対象児童生徒が安心して学習できる環境を用意したことで、対象児童生徒の積極的かつ主体的な活動が促された。また、教員の関わりや働きかけなどを意図的に少しずつ減らしたことが、双方の児童生徒の直接的な交流を自然な形で生み出すことにつながった。

また、交流及び共同学習の事前活動を通じて、対象児童生徒の障害特性や教育的ニーズについて、在籍校と受入れ校との間で相互理解を図ることができ、児童生徒の主体的な活動に結びつけることができた。

(2) 課題

双方の学校の教員同士が、対象児童生徒が必要とする教育的ニーズに応じた支援方法等に関する共通理解を十分に図るための連携体制の確保や、慣れない学習環境での活動に対する対象児童生徒の心理面の配慮などのノウハウを構築することが喫緊の課題である。また、多様化する障害種に対応するため、FM補聴システムや携帯型端末等によるコミュニケーションの補助などの情報保障につながる環境整備も必要である。

次年度においては、これらの課題も踏まえて、地域全体でのより充実した支援につなげていきたい。